

原付・オートバイ・軽自動車をお持ちのかた

軽自動車税は、4月1日現在に車両を所有するかたに、主たる定置場(駐車場所)が所在する市区町村が課税します。転出、転入や死亡、譲渡などにより所有者に変更が生じた場合は、早めの手続きをお願いします。
なお、車両を所有するかたが死亡しており、変更の届出がない場合は、町で指定したかたに納税通知書を発送します。

○手続きについて

原動機付自転車など〈皆野町ナンバー〉

原付(125cc以下のバイクなど)、小型特殊自動車(農耕用車両・フォークリフトなど)の皆野町ナンバーは、税務課窓口(⑦番窓口)で手続きをしてください。

手続き	必要なもの
新規で購入した	販売証明書、印鑑
転入してきた	以前登録していた市区町村発行の廃車証明書または標識(ナンバー)、印鑑
転出した・廃車する	標識(ナンバー)、標識交付証明書、印鑑
名義変更する	譲渡証明書、標識交付証明書、譲り受けるかたの印鑑

町外のかたに譲渡する場合は、廃車してからお譲りください。盗難に遭った車両を廃車する場合は、必ず警察に届け出て、被害届の受理番号を控えてから手続きをしてください。

オートバイ・軽自動車〈熊谷ナンバー〉

つぎの各機関にて手続きをしてください。

車種	取扱窓口
二輪のバイク (125cc超)	関東運輸局 埼玉運輸支局 熊谷自動車検査登録事務所 ☎050-5540-2027
軽自動車 (三輪・四輪)	軽自動車検査協会 埼玉事務所 熊谷支所 ☎050-3816-3112

問合せ 税務課課税担当 ☎62-1461

年金受給者死亡のときは届け出を

年金受給者が死亡したときは、戸籍の届け出とは別に14日以内に年金受給者死亡届を提出しなければなりません。

年金は亡くなった月の分まで受給できます。そのため、まだ受け取っていない年金(未支給年金)があるときは、遺族のかたが受け取ることができます。

未支給年金を受けられるかたは、亡くなったかたと生計を同じくしていた配偶者・子・父母・孫・祖父母・兄弟姉妹の外、3親等内(甥・姪・おじ・おば・子の配偶者など)のかたです。

また、配偶者・子・父母・孫・祖父母のかたについては、遺族年金を請求できる場合もあります。

年金受給権者死亡届の提出が遅れると年金の払い過ぎにより、返納金が発生する場合がありますので注意してください。

問合せ 秩父年金事務所 ☎27-6560
町民生活課保険年金担当 ☎62-1232